

令和8年 第7回定例教育委員会

令和8年7月28日（火）
午後2時00分
宮代町役場204会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係 P 1

ア 町内小中学校施設の改修工事等について

(2) 学校教育関係 P 2

ア 8月の行事予定について（各小中学校）

イ 8月の事業予定について（教育委員会）

(3) 文化財保護関係 P 4

ア 8月の事業予定について

5 審議案件

議案第22号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱につき議決を求める
ことについて P 5

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 町内小中学校施設の改修工事等について

業務委託・工事名	内 容	工期（予定）
小中学校 外壁改修工事	校舎の外壁改修工事 須賀中学校、百間中学校（B・C棟）、 前原中学校	R8. 6. 17 ～ R8. 12. 28
中学校 トイレ改修工事	トイレの改修工事 須賀中学校、百間中学校、前原中学校	R8. 6. 30 ～ R8. 10. 30

(2) 学校教育関係

ア 8月の行事予定について（各小中学校）

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日（土）		トイレ工事開始（須）
2 日（日）		
3 日（月）		
4 日（火）		
5 日（水）		
6 日（木）		未来につながる学びを支援する訪問（須）
7 日（金）		
8 日（土）		
9 日（日）		
10 日（月）	サマーリフレッシュウィーク（閉庁日）（～8/16）（小・中）	
11 日（火）	山の日	山の日
12 日（水）	閉庁日	閉庁日
13 日（木）	閉庁日	閉庁日
14 日（金）	閉庁日	閉庁日
15 日（土）		
16 日（日）		
17 日（月）		
18 日（火）		
19 日（水）		
20 日（木）		
21 日（金）	ふれあいデー（小）	ふれあいデー（中）
22 日（土）		
23 日（日）		
24 日（月）		
25 日（火）	未来につながる学びを支援する 訪問（須）	
26 日（水）		

27 日 (木)		
28 日 (金)		
29 日 (土)		
30 日 (日)		
31 日 (月)	夏季休業終了日 (小)	夏季休業終了日 (中)

イ 8月の事業予定について (教育委員会)

日 付	内 容	場 所
25 日 (火)	日工大サイエンス研修	日本工業大学
25 日 (火)	宮代町外国語教育研修会	百間小学校
28 日 (金)	教職員全体研修会	日本工業大学
28 日 (金)	第2回学力向上等検討委員会	役場202会議室

(3) 文化財保護関係

ア 8月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
1 日（土） 10:30～12:00	かやぶき民家で聞く昔話 ■町指定文化財である「旧加藤家住宅」内で、民話や昔話を聞く会を開催します。 ●内 容：「はなたれ小僧さま」「かちかち山」「だいくとおにろく」「夢見小僧」「村の寶（たから）※島村菱三（盛助）作」「わかがえりの水」 ●語り手：宮代おはなしの会スウス ●定員：20人（先着順）	町指定文化財 旧加藤家住宅座敷

議案第22号

宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和8年7月28日 提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱したいので、宮代町文化財保護委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和8年8月1日から令和10年3月31日までとする。

宮代町文化財保護委員会委員名簿

任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

*印の方 任期 令和8年6月1日～令和10年3月31日

**印の方 任期 令和8年8月1日～令和10年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	新井 浩文	学識経験 ※文献史学（戦国期）	町内在住
2	長谷川 清一	学識経験 ※考古学、自然科学	町内在住
3	青木 秀雄	学識経験 ※考古学	町内在住
4	井上 海	学識経験 ※日本美術史学	川越市
5	野口 憲治	学識経験 ※建築学	* さいたま市
6	鈴木 健司	公募	** 町内在住
7			
8			

【参考】宮代町文化財保護委員会規則

平成18年3月31日 教委規則第4号

宮代町文化財保護委員会規則（昭和47年宮代町教委規則第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）第5条第2項の規定に基づき、宮代町文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は8人以内をもって組織する。

（任命等）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）公募による町民

2 委員会に特別の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 専門調査員は、学識経験等を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、公募による町民は連続6年を超えないものとする。

3 専門調査員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解職されるものとする。

（調査）

第5条 調査は、委員、専門調査員及び教育委員会事務局職員が行うものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

《以下、省略》